

注意 今後の保険証の取り扱いについて



国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一本化の方針に基づき、令和 6 年 12 月 2 日からは現行の保険証の新規発行はされなくなります。ただし、お手元にある保険証(有効期限が最長で令和 7 年 9 月 30 日までのもの)がすぐに使用できなくなるわけではありませのでご安心ください。制度の内容をよく理解したうえで、期日まで紛失等しないようご注意ください。



令和 6 年 12 月 2 日以降 紙の保険証は使えなくなっちゃうの？



令和 6 年 12 月 1 日までに交付された保険証は、**有効期限の令和 7 年 9 月 30 日まで今までと同じように使用できます。**ただし、保険証を紛失等した場合は再発行ができなくなる他、一部の医療機関や健診施設ではマイナ保険証のカードリーダーがまだ設置されていない場合もあるため、現在お手元にある保険証は、**有効期限が切れるまで破棄せず大切にお持ちください。**

※期間中に 75 歳を迎える方、外国籍で在留期限がある方などは、有効期限が異なりますのでご注意ください。

まだマイナ保険証の登録をしていない場合は？

令和 6 年 12 月 2 日以降はマイナンバーカードを保険証として使用する仕組み(マイナ保険証)に移行となります。マイナ保険証を利用するには、**事前にご自身で「保険証利用登録」が必要となります。**マイナ保険証の利用登録や制度の詳細は、厚生労働省の HP や、税理士国保組合 HP の URL または QR コードからもご参照いただけます。

マイナ保険証の利用登録手順については、以下の URL または QR コードからご確認ください。

<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=234&preview=1&content=news>



令和 6 年 12 月 2 日以降の制度詳細については、以下の URL または QR コードからご確認ください。

<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/news.html?id=233>



マイナ保険証を利用すれば、過去のお薬・診療データに基づくより良い医療を受けることができ、突然の手術・入院でも高額支払いが不要になるなどのメリットがあります。また、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されるなど、これまでの紙の保険証よりも日常で役に立つことが増えています。早めの利用登録をしましょう。